

第3回協議会 1月13日(火)

場所

一の宮町\就業改善センター

協議事項

○協議第六号 合併の期日について

円滑な行政サービスを行うための電算システムの移行稼働、合併で予定される事務事業又は公的行事との関係、合併までの準備期間、引継ぎの利便性等を考慮し、平成十七年二月十一日(金)(建国記念の日)を前回提案していましたが、原案どおり承認されました。

○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)(継続)

委員から、町内の調整に時間が欲しいということで、継続協議となりました。

○協議第八号 財産及び債務の取扱いについて(基金等)

原案どおり承認されました。

なお、委員から今後も債務の減少について、努力をお願いしたいという要望がなされました。

○協議第九号 補助金・交付金等の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第十号 町、村、字名の取扱いについて

波野村の委員から、村内の調整を行いたいという意見が出され、次回まで継続協議となりました。

○協議第十一号 国民健康保険の取扱いについて(継続)

原案どおり承認されました。

○協議第十二号 行政区の取扱いについて

現在、一の宮町、阿蘇町においては区長制度、波野村においては駐在職員制度をとっていますが、行政区の制度については、一の宮町、阿蘇町の例によるという追加修正を行ったうえで、承認されました。

○協議第十三号 上・下水道事業の取扱いについて(継続)

原案どおり承認されました。

なお、波野村の委員から、水道使用料についての負担の軽減、農業用水への助成継続等について要望が出され、波野村の使用料等については現段階でも3町村の中で高い状況にあり、今後の具体的調整の中で配慮していく旨確認されました。

○協議第十四号 合併前の事務事業に関する申し合わせについて

原案どおり承認されました。

この中で、起債残高の縮減に努めることや、合併までに着手することを予定する起債対象事業(起債発行額七千万円以上)については、あらかじめ情報の提供を行い、町村長会等の了解を得ることにしています。

提案事項

○協議第十五号 農業委員会の

委員の定数及び任期の取扱いについて(継続)

新市に一つの農業委員会を置く。委員の定数は三十名とする。新市において在任特例を適用し、特例後は旧町村の区域による選挙区を設けることなどを提案しています。

○協議第十六号 納税組合・各種奨励金の取扱いについて(継続)

これまでの協議内容や、他町村及び県内協議会の状況を踏まえ、納税組合については新市においても存続させ奨励金の交付方法等については合併までに調整すること、個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止することで提案しています。

